

登山計画書を

提出しましょう

平成二十九年十月

「山梨県登山の安全の確保に関する条例」が

施行されました。

平成三十年十月二十日から

富士山・八ヶ岳・南アルプスの一部の山域で登山の届出を

行うよう努めることとなります

山梨県・山梨県警察



詳しくは、山梨県ホームページ「山梨の登山・山岳情報ポータル」まで

山梨の登山・山岳情報ポータル

検索



山梨県の一部の山域で登山計画書の提出が(努力)義務となります

(山梨県登山の安全の確保に関する条例)

平成30年10月20日から登山計画書の提出が努力義務となる山域

- **富士山** 六合目より上 (一部登山道を除く)
- **南アルプス** 白根三山、甲斐駒ヶ岳、仙丈ヶ岳、鳳凰三山、鋸岳 等
- **八ヶ岳** 赤岳、権現岳、編笠山

平成31年の厳冬期(12月~3月)から登山計画書の提出が義務となる山域(予定)

- **富士山 (八合目以上)**
- **南アルプス** 白根三山、甲斐駒ヶ岳、仙丈ヶ岳、鳳凰三山、鋸岳 等
- **八ヶ岳** 赤岳、権現岳、編笠山

※詳細なエリア設定は、[山梨の登山・山岳情報ポータル](#) **検索**

《(努力) 義務化対象エリア》

《登山計画書の提出先》

- オンライン登山計画書「コンパス」
<http://www.mt-compass.com/>
(要ユーザー登録)



- 電子メール
tozanpost@pref.yamanashi.lg.jp
- FAX

富士山へ登る方	050(3066)0107
南アルプスへ登る方	050(3066)0113
八ヶ岳へ登る方	050(3066)0117
上記以外の山へ登る方	
・ JR 中央本線以北・奥秩父・大菩薩など	050(3066)0123
・ JR 中央本線以南・三ツ峠山・富士山周辺	050(3066)0128

- 登山ポスト

※ 全ての山で登山計画書の作成が登山者の責務

[山梨の登山・山岳情報ポータル](#) **検索**

お問い合わせ先/山梨県観光部観光資源課
〒400-8501山梨県丸の内1丁目6-1
TEL 055 (223) 1576 FAX 055(223) 1558
e-mail kankou-sgn@pref.yamanashi.lg.jp

